

【HIDAMARU～愛と感謝が巡る HIDA フリマ～】

出店者等 募集要項

一般社団法人飛騨青年会議所
地域共創委員会 委員長 北平 知亜季

1. 趣旨

近年、フリマアプリやインターネットで手軽に物を売買できる時代となりました。しかし、その一方で、人と人とが直接関わり合い、地域の魅力や想いに触れる機会は減少しています。飛騨には、地域の店舗や事業者だけでなく、各家庭にも多くの魅力や価値あるモノが存在しています。それらを必要とする人へと循環させることで、新たな交流やコミュニケーションが生まれ、地域のつながりを深めるきっかけが必要です。

つきましては、以下のとおり出店者を募集しますので、ぜひお申し込みください。

2. 日時

10月18日（日） 10：00～15：00

（出店者9：00～搬入可

9：30～順次消防立ち合い）

3. 主会場

飛騨市文化交流センター 飛騨市古川町若宮2丁目1番63号

【フリーマーケット】ホワイエ（屋内会場） 【キッチンカー】屋外広場

4. 実施内容

主会場内での販売等を行い、市民や関係者との交流を図ります。

5. 出店条件等

- ・商品の販売であること。
- ・各種法令を順守すること。
- ・政治的、宗教的な内容でないこと。
- ・自己の責任で準備、片付けまで行うこと。
- ・イベント参加者に誠実に対応すること。
- ・食品を取り扱う場合は、必要な許可を得ていること。
- ・主催者の指示に従うこと。

6. 募集項目

①フリーマーケット（ホワイエでの出店） 22店（1店舗2区画まで）

- ・会場での出店料は1出店あたり 500 円（当日現金徴収）で1区画割り振ります。
- ・1区画 間口 2m×奥行 2m程度（場所により変動）。
- ・机（長さ 1.8m×幅 0.45m×高さ 0.7m）1台貸し出せます。申込時にお知らせください。
- ・椅子等に関しては区画から出ない限り数量の制限は有りません。

②キッチンカー（屋外広場での出店） 8店（1店舗1区画まで）

- ・出店料は1出店あたり 500 円（当日現金徴収）で1区画割り振ります。
- ・1区画 3m×5m程度（場所により変動）。
- ・区画の範囲内に入らない大きさの場合は事前に相談ください。

7. 火気、電気、水道の使用について

- ・屋内会場での火気の使用は禁止とする。
- ・屋外会場でも事前申告の無い火気の使用は禁止とする。
- ・屋外会場で火気を使用する場合は、業務用消火器を持参してください。
- ・屋内会場にある電源の使用は禁止とする。
- ・施設からの電源の借用はしませんので、発電機等のご持参をお願いします。
- ・ガソリン棟の燃料を必要とする発電機は外のみ使用可能です。
- ・大容量ポータブル電源の持ち込みは会場内でも使用可能です。
- ・施設内の水道を使用する場合は主催者に確認をお願いします。
- ・シンクに流す際は、持参のネットを使用する等の配慮をお願いします。
- ・共同で使用するため綺麗に譲り合っての利用をお願いします。

8. 出店できないもの・ご注意点

①. 化粧品

②. アルコール飲料（キッチンカーは販売許可有で可）

③. 食品や食材のうち、以下に該当する物

- ・フリーマーケットで食品販売する場合は、別途保健所の許可が必要な場合があるので、ご注意ください
- ・食品衛生法および都道府県条例の規定に違反しているもの
- ・個人が作ったもので、販売にあたり法令上必要な要件を満たしていないもの
- ・生鮮食品や魚介類など、腐敗変質する恐れのある食品
- ・開封済みのもの、賞味期限や保存期限の短いもの。賞味期限が切れているもの
- ・ふぐなど、取り扱いが難しいもの

- ④. 使用済み商品のうち、以下に該当するもの
 - ・下着
 - ・その他不衛生なもの
- ⑤. アダルト・わいせつ関連商材（児童ポルノまたはそれに類する商品を含む）
- ⑥. 著作権・商標権・パブリシティー権・育成者権などを侵害するもの
- ⑦. 販売に関して法令で義務付けられている許認可や資格条件を満たしていないもの
- ⑧. 窃盗など不正な手段で入手したもの
- ⑨. 発火又は引火しやすいもの、著しく煙を発するもの、振動、ほこり、異臭を発するものは持ち込み禁止。
- ⑩. その他、主催者がふさわしくないと判断するもの

《万が一、会場や他者・主催者に危害や損害を与えた場合は出店者が責任を負うものとします。主催者は一切の責任を負いかねます。申告に悪質な虚偽があった場合や、主催者の指示に従っていただけない場合、出店者の規約違反により主催者に損害が生じた場合は、恒久的な出店拒否に加え、法的措置による損害賠償請求を行うことがあります。》

9. 飲食物の販売について

- ①. 飲食物を販売する出店者は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、必要な営業許可・届出等については、出店者の責任において確認・取得してください。
- ②. 食品の調理、提供、保管、販売等に関する衛生管理は、出店者の責任において適切に実施してください。
- ③. 飲食物の販売に起因して生じた食中毒、健康被害、事故、苦情その他の損害については、出店者が一切の責任を負うものとし、誠意をもって対応してください。
- ④. 主催者は、出店者が販売する飲食物の製造、調理、販売等には関与せず、法令上又は主催者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これらに起因する事故等について責任を負いません。
- ⑤. 保健所その他関係行政機関から指導があった場合は、出店者はその指示に従い、速やかに必要な対応を行ってください。

10. 出店申込から出店までの流れ

- ①出店申込（本フォームにて）
- ②出店内容を主催者が審査・確認
- ③審査結果通知（メール）

11. 開催中止について

- ・主催者は、天災をはじめ、社会不安や、その他の不可抗力、その他主催者の責に帰することが出来ない事由により、本イベントを開催中止とすることがあります。
- ・開催中止により生じた出店者及び関係者の損害に対して、主催者は補償の責任を負いません。

12. 免責事項

- ・主催者は、善良な管理者として注意を払い、会場全体の管理にあたりますが、各出品物の管理は出展者自らが責任を持つものとし、主催者は出品物の盗難、紛失、火災、損傷など不可抗力による出展者の損害に対して補償の責任を負いません。
- ・出展者の行為により事故、損害が発生したときは、当該出展者の責任において解決するものとし、主催者はこれに対し一切責任を負いません。

13. 個人情報の取り扱いについて

- ・主催者は、出店申込書等を通して入手した出店者の個人情報管理に細心の注意を払い、本イベントの運営のみに利用し、これを適正に取り扱います。
- ・本イベント開催中に撮影された写真・映像・音声記録は、主催者が以下の目的で使用する事ができるものとします。
 - ①SNS、パンフレット等での広報
 - ②報告書等への掲載
 - ③今後の同種イベントの宣伝資料

14. 出店許可取り消しについて

- ・各種法令に違反した場合。
- ・主催者の指示に従わない場合。
- ・他者に不快感を与える行為や、公序良俗に反する行為をおこなった場合。
- ・虚偽の申請で出店許可を得た場合。
- ・反社会的勢力との関連が判明した場合。
- ・上記の内容に該当し、出店許可の取り消しをした場合、これにより生じた出店者及び関係者の損害補償や出店料の返金は一切おこないません。

●その他

- ・主催スタッフで誘客の努力はしますが、各ブースへの参加人数や売り上げは補償出来ません。
- ・ブースの配置について、電気・火気・水道の使用、出店内容を考慮して実行委員会の裁量により決定します。
- ・保健所に書類提出後の出店品目の変更は出来ません。
- ・原則、入金後の出店者都合によるキャンセルは、出店料の返金はおこないませんのでご承知おきください。
- ・販売手数料の徴収はおこないませんが、来年度の参考に売上報告やアンケートにご協力をお願いします。
- ・会場等の都合により、全てのご要望にお応えできない場合もございます。予めご了承ください。

《問い合わせ先》

一般社団法人飛騨青年会議所 担当:北平 知亜季

Tel: 0 9 0 - 5 4 5 8 - 4 6 4 4

mail: c5a6m1a9n3@gmail.com